

---

1	財 政	1
2	市 税	6
3	契 約	18
4	本 庁 舎	23
5	防災合同庁舎(危機管理センター)の整備	25
6	公有財産	26
7	物 品	28
8	基 金	28
9	法定外公共物(里道・水路等)	28
10	指定管理者制度	28
11	ファシリティマネジメント	29

# 1 財 政

## (1) 各会計予算規模

(単：千円・%)

区 分 会計別		令和2年度		令和元年度		比較	
		当初予算額		当初予算額		増減	当初対比
一 般 会 計		164,200,000		153,900,000		10,300,000	106.7
特別 会計	国民健康保険事業	45,038,199		46,494,828		△ 1,456,629	96.9
	後期高齢者医療事業	6,277,394		5,714,440		562,954	109.9
	介護保険事業	41,388,045		40,333,907		1,054,138	102.6
	母子福祉資金等貸付事業	52,665		67,483		△ 14,818	78.0
	食肉セクタ一事業	354,597		343,654		10,943	103.2
	競 輪 事 業	13,479,568		12,332,208		1,147,360	109.3
	卸 売 市 場 事 業	598,388		1,240,257		△ 641,869	48.2
	中小企業勤労者福祉共済事業	118,457		114,135		4,322	103.8
	駐 車 場 事 業	609,763		668,507		△ 58,744	91.2
小 計		107,917,076		107,309,419		607,657	100.6
合 計		272,117,076		261,209,419		10,907,657	104.2
	病 院 事 業	10,962,533		9,775,862		1,186,671	112.1
	下 水 道 事 業	20,567,053		21,301,954		△ 734,901	96.6
総 計		303,646,662		292,287,235		11,359,427	103.9

## (2) 一般会計歳入予算 (款別)

(単位：千円・%)

区 分 款 別		令和2年度		令和元年度		比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減	当初対比
1	市 税	64,529,000	39.3	65,030,000	42.3	△ 501,000	99.2
2	地 方 譲 与 税	1,078,200	0.7	983,500	0.6	94,700	109.6
3	利 子 割 交 付 金	92,000	0.1	105,000	0.1	△ 13,000	87.6
4	配 当 割 交 付 金	350,000	0.2	374,000	0.3	△ 24,000	93.6
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	200,000	0.1	310,000	0.2	△ 110,000	64.5
6	法 人 事 業 税 交 付 金	600,000	0.4	—	—	600,000	皆増
7	地 方 消 費 税 交 付 金	9,878,000	6.0	8,180,000	5.3	1,698,000	120.8
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	25,000	0.0	29,000	0.0	△ 4,000	86.2
9	環 境 性 能 割 交 付 金	130,000	0.1	54,000	0.0	76,000	240.7
10	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	663	0.0	550	0.0	113	120.5
11	地 方 特 例 交 付 金	368,184	0.2	1,127,870	0.7	△ 759,686	32.6
12	地 方 交 付 税	15,240,000	9.3	15,065,000	9.8	175,000	101.2
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	80,000	0.0	80,000	0.1	0	100.0
14	分 担 金 及 び 負 担 金	1,087,475	0.7	1,439,311	0.9	△ 351,836	75.6
15	使 用 料 及 び 手 数 料	3,263,723	2.0	3,367,228	2.2	△ 103,505	96.9
16	国 庫 支 出 金	26,881,388	16.4	25,954,724	16.9	926,664	103.6
17	県 支 出 金	12,015,648	7.3	10,909,170	7.1	1,106,478	110.1
18	財 産 収 入	195,269	0.1	194,089	0.1	1,180	100.6
19	寄 附 金	223,825	0.1	151,500	0.1	72,325	147.7
20	繰 入 金	2,967,401	1.8	3,407,019	2.2	△ 439,618	87.1
21	繰 越 金	86,419	0.0	19,712	0.0	66,707	438.4
22	諸 収 入	9,353,205	5.7	2,887,527	1.9	6,465,678	323.9
23	市 債	15,554,600	9.5	14,037,800	9.1	1,516,800	110.8
△	自 動 車 取 得 税 交 付 金	-	-	193,000	0.1	△ 193,000	皆減
歳 入 合 計		164,200,000	100.0	153,900,000	100.0	10,300,000	106.7

## (3) 一般会計歳出予算 (款別)

(単位：千円・%)

款 別	区 分	令和2年度		令和元年度		比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減	当初対比
1	議 会 費	764,125	0.5	774,416	0.5	△ 10,291	98.7
2	総 務 費	15,594,639	9.5	14,424,051	9.4	1,170,588	108.1
3	民 生 費	70,654,871	43.0	68,413,341	44.4	2,241,530	103.3
4	衛 生 費	14,591,194	8.9	14,324,599	9.3	266,595	101.9
5	労 働 費	182,990	0.1	252,715	0.2	△ 69,725	72.4
6	農 林 水 産 業 費	2,454,368	1.5	2,587,750	1.7	△ 133,382	94.8
7	商 工 費	1,943,081	1.2	2,537,268	1.6	△ 594,187	76.6
8	土 木 費	11,840,765	7.2	12,398,317	8.0	△ 557,552	95.5
9	消 防 費	5,383,341	3.3	5,173,577	3.4	209,764	104.1
10	教 育 費	23,582,395	14.3	16,271,158	10.6	7,311,237	144.9
11	災 害 復 旧 費	10,000	0.0	120,470	0.1	△ 110,470	8.3
12	公 債 費	17,098,231	10.4	16,522,338	10.7	575,893	103.5
13	予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
歳 出 合 計		164,200,000	100.0	153,900,000	100.0	10,300,000	106.7

## (4) 最近2カ年間の一般会計決算 (款別)

(歳 入)

(単位：円・%)

款 別	区 分	平成30年度		平成29年度	
		決 算 額	構成比	決 算 額	構成比
1	市 税	64,445,750,557	40.0	64,314,909,842	36.6
2	地 方 譲 与 税	1,005,075,000	0.6	996,605,056	0.6
3	利 子 割 交 付 金	165,138,000	0.1	187,136,000	0.1
4	配 当 割 交 付 金	344,737,000	0.2	433,396,000	0.2
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	254,819,000	0.2	411,826,000	0.2
6	地 方 消 費 税 交 付 金	8,405,562,000	5.2	8,194,275,000	4.7
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	27,008,836	0.0	27,315,897	0.0
8	自 動 車 取 得 税 交 付 金	322,985,000	0.2	282,863,000	0.2
9	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	663,000	0.0	672,000	0.0
10	地 方 特 例 交 付 金	291,487,000	0.2	239,238,000	0.1
11	地 方 交 付 税	15,486,161,000	9.6	15,935,064,000	9.1
12	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	80,331,000	0.0	89,137,000	0.1
13	分 担 金 及 び 負 担 金	1,915,222,192	1.2	2,018,542,473	1.1
14	使 用 料 及 び 手 数 料	3,209,392,831	2.0	3,220,222,566	1.8
15	国 庫 支 出 金	24,126,290,743	15.0	27,900,166,452	15.9
16	県 支 出 金	9,829,576,636	6.1	9,852,116,661	5.6
17	財 産 収 入	104,075,619	0.1	587,938,259	0.3
18	寄 附 金	134,225,000	0.1	154,369,158	0.1
19	繰 入 金	6,378,152,453	4.0	6,017,009,957	3.4
20	繰 越 金	2,348,860,278	1.4	4,074,832,934	2.3
21	諸 収 入	2,922,578,383	1.8	4,762,488,836	2.7
22	市 債	19,334,966,000	12.0	26,179,959,000	14.9
合 計		161,133,057,528	100.0	175,880,084,091	100.0

(歳 出)

(単位：円・%)

款 別	区 分	平成30年度		平成29年度	
		決 算 額	構成比	決 算 額	構成比
1	議 会 費	753,241,657	0.5	756,214,021	0.4
2	総 務 費	18,697,024,788	11.9	23,739,230,313	13.8
3	民 生 費	66,190,450,107	42.0	66,099,618,457	38.3
4	衛 生 費	15,803,925,096	10.0	20,387,026,146	11.8
5	労 働 費	268,003,811	0.2	271,280,588	0.2
6	農 林 水 産 業 費	2,457,579,546	1.6	2,203,566,391	1.3
7	商 工 費	1,458,952,359	0.9	1,191,301,305	0.7
8	土 木 費	12,001,237,585	7.6	13,239,391,527	7.7
9	消 防 費	4,979,057,053	3.1	4,981,810,435	2.9
10	教 育 費	15,986,912,579	10.1	20,801,276,755	12.0
11	災 害 復 旧 費	387,159,360	0.2	165,694,015	0.1
12	公 債 費	17,623,626,931	11.2	17,477,420,630	10.1
13	諸 支 出 金	1,050,442,920	0.7	1,217,393,230	0.7
14	予 備 費	0	0	0	0
合	計	157,657,613,792	100.0	172,531,223,813	100.0

(5) 普通会計決算状況

(単位：千円)

区 分	年 度	30	29
歳 入 総 額 A		161,097,912	175,909,665
歳 出 総 額 B		157,593,378	172,499,393
歳入歳出差引額 (A-B) C		3,504,534	3,410,272
翌年度へ繰越すべき財源 D		1,425,409	1,429,442
実 質 収 支 (C - D)		2,079,125	1,980,830
単 年 度 収 支 E		98,295	△1,777,796
積 立 金 F		8,809	503,837
繰 上 償 還 金 G		1,260,529	1,103,086
積立金取りくずし額 H		3,470,000	2,800,000
実質単年度収支 (E+F+G-H)		△2,102,367	△2,970,873
基 準 財 政 収 入 額		57,042,560	56,421,994
基 準 財 政 需 要 額		68,685,709	68,117,274
財 政 力 指 数 (3カ年平均)		0.829	0.828
実 質 収 支 比 率 (%)		2.2	2.1
経 常 収 支 比 率 (%)		92.1	90.2
実質公債費比率 (3カ年平均) (%)		8.1	8.7
標 準 税 収 入		73,460,746	72,675,317
標 準 財 政 規 模		94,364,697	94,159,729
積 立 金 現 在 高		16,534,157	18,660,094
うち 財 政 調 整 基 金		9,238,501	11,699,693
地 方 債 現 在 高		177,868,337	175,177,222

(6) 予算編成過程の公開

予算編成過程における透明性を高め、市民に対する説明責任を全うするとともに、本市の財政運営について理解を得るため、当初予算については平成20年度当初予算から、補正予算については20年度6月補正予算からホームページで公開している。

ア 公開内容

(ア) 当初予算

- ・財政運営指針、当初予算編成方針
- ・当初予算要求額・決定額、当初予算の概要
- ・まちづくり戦略計画に係る主な重点取組事業の要求額・決定額

(イ) 補正予算

- ・補正予算編成方針
- ・補正予算要求額・決定額、補正予算の概要

イ 公開の方法

ホームページ

(7) 借金時計

前年度末の市債残高に、前年度末から今年度末までの市債残高の増減見込額を加えた額について、現時点で表示する借金時計を、平成24年10月1日からホームページで公開している。

(8) 本市の健全化判断比率等

ア 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類を、また、公営企業会計については、会計ごとの資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類を、それぞれ監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならないことが制度化された。

イ 公表する指標等

(ア) 健全化判断比率

一般会計と特別会計などの財政状況に基づき、次の4項目について指標化したもので、いずれかが早期健全化基準を上回った場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合は経営健全化計画を策定し、自主的な改善努力により早期健全化を図ることとし、財政再生団体にあつては、財政再生計画を策定し、国等の関与により確実な再生を図ろうとするものである。

- a 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- b 連結実質赤字比率・・・全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
- c 実質公債費比率・・・一般会計等が負担する市債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- d 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(イ) 資金不足比率

公営企業（病院、下水道など）の資金不足を公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較し、経営状況の深刻度を示すもの。

ウ 本市の健全化判断比率と資金不足比率（平成30年度決算）

(ア) 健全化判断比率

一般会計等の実質赤字は発生しなかったことなどから、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」とも、財政の早期改善が求められる基準となる「早期健全化基準」を下回っている。

財政の早期健全化・再生に関する指標	高松市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	11.25%	20%
連結実質赤字比率	-	16.25%	30%
実質公債費比率	8.1%	25%	35%
将来負担比率	73.4%	350%	なし

※「-」は黒字のため、該当数字がないことを表す。

(イ) 資金不足比率

下水道事業、病院事業、卸売市場事業など5つの公営企業会計において資金不足は生じていない。

(9) 広告掲載

民間企業等との協働により、市の新たな財源確保を推進し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、市の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告の掲載を推進する。

高松市広告掲載現況（元年度）

課名	広告媒体	実施内容
市民課、納税課、国保・高齢者医療課	窓口封筒	広告掲載封筒を現物納付
市民課	広告付番号案内表示システム	市民課窓口モニターに広告を表示
広聴広報課	高松市役所吹奏楽団定期演奏会プログラム	プログラムに広告を掲載
	広報たかまつ	裏表紙の下部等に広告を掲載
	くらしの情報	冊子の中面下部に広告を掲載
広聴広報課	市政情報専用チャンネル	広告番組を放送
広聴広報課	高松市ホームページ「もっと高松」	バナー広告を掲載
政策課	「たかまつユニバーサルデザインマップ」ホームページ	
競輪場事業課	「高松けいりん」ホームページ	
契約監理課	共用公用封筒	裏面に広告を掲載
財産経営課	庁舎1階の案内表示板	大型液晶パネルに広告を表示
	庁舎1階の催事案内表示板	大型液晶パネルに広告を表示
長寿福祉課	高齢者のためのあんしんガイドブック	広告を掲載した「高齢者のためのあんしんガイドブック」を現物給付
環境保全推進課	ごみ収集カレンダー	下部に広告を掲載
	ごみ分別ガイドブック	裏表紙の下部に広告を掲載
	指定収集袋の外装袋	下部に広告を掲載
環境指導課	高松市ボランティア清掃用ごみ袋	ごみ袋の上部に広告を掲載
生涯学習課	成人式案内状送付用封筒	裏面に広告を掲載
中央図書館	図書資料カバー	カバーに広告を掲載

## 2 市 税

### (1) 市税の一覧

市 民 税	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	賦 課 期 日																					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する個人（均等割・所得割）</li> <li>・市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割）</li> <li>・市内に事務所または事業所を有する法人（均等割・法人税割）</li> <li>・市内に寮等を有する法人で、その市内に事務所または事業所を有しないもの（均等割）</li> <li>・市内に事務所、事業所または寮等を有する法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（均等割・法人税割）</li> </ul>	1月1日 (個人市民税のみ)																				
	課 税 標 準 及 び 税 率	申 告 書 提 出 期 日																					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人所得割 一律6%</li> <li>・個人均等割 3,500円 (平成26年度から令和5年度まで東日本大震災からの復興に関し地方自治体を実施する防災のための施策の財源確保のため、500円を加算)</li> <li>・法人均等割 (単位：千円)</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>資本金等の額 \ 従業者数</th> <th>50人以下</th> <th>50人を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td>492</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td>492</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>192</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>156</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>60</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td colspan="2">60</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税割 法人税額の12.1% (平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始した事業年度) 法人税額の8.4% (令和元年10月1日以後に開始した事業年度)</li> </ul>	資本金等の額 \ 従業者数	50人以下	50人を超える	50億円を超える	492	3,600	10億円を超え50億円以下	492	2,100	1億円を超え10億円以下	192	480	1千万円を超え1億円以下	156	180	1千万円以下	60	144	上記以外の法人等	60		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人 個人申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日 給与所得者異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日</li> <li>・法人 法人市民税申告期限 ※原則として、事業年度終了の日の翌日から2月</li> </ul>
資本金等の額 \ 従業者数	50人以下	50人を超える																					
50億円を超える	492	3,600																					
10億円を超え50億円以下	492	2,100																					
1億円を超え10億円以下	192	480																					
1千万円を超え1億円以下	156	180																					
1千万円以下	60	144																					
上記以外の法人等	60																						
	納 期 等																						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人 普通徴収 6月、8月、10月、12月 給与特別徴収 毎月（6月～翌年5月） 年金特別徴収 4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月</li> <li>・法人 申告期限</li> </ul>																						

	課税客体・納税義務者	賦課期日
固定資産税	固定資産 土地 } 家屋 } 当該固定資産の所有者 償却資産 }	1月1日
	課税標準及び税率	申告書提出期日
	課税標準額の1.4/100 免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満  ・固定資産税不均一課税 都市再開発法に係る不均一課税の税率 1.4/100×4/5 地域再生法に係る不均一課税の税率 1.4/100×1/10～1.4/100×2/3 ・軽減措置等（主なもの） (1) 新築住宅軽減 一般住宅 新築後3年度分（長期優良住宅は5年度分） 税額が2分の1に軽減（床面積120㎡まで） 3階建以上の中高層耐火住宅等 新築後5年度分（長期優良住宅は7年度分） 税額が2分の1に軽減（床面積120㎡まで） (2) 住宅用地特例 小規模住宅用地 200㎡以下の住宅用地 課税標準額が価格の1/6 一般住宅用地 小規模住宅用地以外の住宅用地 課税標準額が価格の1/3  ・地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）（主なもの） (1) 特定事業所内保育施設（企業主導型保育事業） 適用期間5年間 特例率 1/3 (2) 生産性向上特別措置法に係る先端設備等 適用期間3年間 特例率ゼロ	住宅用地及び非住宅用地への変更1月20日 新築住宅(280㎡以下) 1月31日 償却資産 1月31日
	納期等	
	第1期4月1日～4月30日 第2期7月1日～7月31日 第3期9月1日～9月30日 第4期11月1日～11月30日	



課税客体・納税義務者		賦課期日																							
原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> 所有者または使用者		4月1日																							
課税標準及び税率		申告書提出期日																							
<b>【原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車】</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超 90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超 125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>軽二輪車</td> <td>125ccを超 250cc以下</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>250cc超</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分		税率	原動機付自転車	50cc以下	2,000円	50ccを超 90cc以下	2,000円	90ccを超 125cc以下	2,400円	ミニカー	3,700円	軽二輪車	125ccを超 250cc以下	3,600円	二輪の小型自動車	250cc超	6,000円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	その他	5,900円	・取得申告 軽自動車等の所有者等となった日から15日以内 ・廃車申告 軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内
車種区分		税率																							
原動機付自転車	50cc以下	2,000円																							
	50ccを超 90cc以下	2,000円																							
	90ccを超 125cc以下	2,400円																							
	ミニカー	3,700円																							
軽二輪車	125ccを超 250cc以下	3,600円																							
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円																							
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円																							
	その他	5,900円																							
<b>【三輪及び四輪以上の軽自動車】</b> ・平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両で、重課税率の対象外車両 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>三輪</td> <td></td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪</td> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分			税率	軽自動車	三輪		3,100円	四輪	貨物	営業用	3,000円	自家用	4,000円	乗用	営業用	5,500円	自家用	7,200円					
車種区分			税率																						
軽自動車	三輪		3,100円																						
	四輪	貨物	営業用	3,000円																					
			自家用	4,000円																					
		乗用	営業用	5,500円																					
自家用	7,200円																								
・平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>三輪</td> <td></td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪</td> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分			税率	軽自動車	三輪		3,900円	四輪	貨物	営業用	3,800円	自家用	5,000円	乗用	営業用	6,900円	自家用	10,800円					
車種区分			税率																						
軽自動車	三輪		3,900円																						
	四輪	貨物	営業用	3,800円																					
			自家用	5,000円																					
		乗用	営業用	6,900円																					
自家用	10,800円																								
・最初の新規検査から13年を経過した車両（重課税率） <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>三輪</td> <td></td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪</td> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>12,900円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分			税率	軽自動車	三輪		4,600円	四輪	貨物	営業用	4,500円	自家用	6,000円	乗用	営業用	8,200円	自家用	12,900円					
車種区分			税率																						
軽自動車	三輪		4,600円																						
	四輪	貨物	営業用	4,500円																					
			自家用	6,000円																					
		乗用	営業用	8,200円																					
自家用	12,900円																								

軽自動車税  
(種別割)

課税標準及び税率					申告書提出期日																																																									
軽自動車税 (種別割)	<p>・平成31年4月1日から令和2年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新車に限る。）で次の基準に該当するもの（軽課税率） グリーン化特例① 電気自動車・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制適合し、NOx 10%低減）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※NOx：窒素酸化物 グリーン化特例② 貨物：平成27年度燃費基準+35%達成車 乗用：令和2年度燃費基準+30%達成車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>グリーン化特例③ 貨物：平成27年度燃費基準+15%達成車 乗用：令和2年度燃費基準+10%達成車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>8,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※グリーン化特例②及び③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車であり、平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。</p>				車種区分			税率	軽自動車	三輪		1,000円	四輪	貨物	営業用	1,000円	自家用	1,300円	乗用	営業用	1,800円	自家用	2,700円	車種区分			税率	軽自動車	三輪		2,000円	四輪	貨物	営業用	1,900円	自家用	2,500円	乗用	営業用	3,500円	自家用	5,400円	車種区分			税率	軽自動車	三輪		3,000円	四輪	貨物	営業用	2,900円	自家用	3,800円	乗用	営業用	5,200円	自家用	8,100円	<p>・取得申告 軽自動車等の所有者等となった日から15日以内 ・廃車申告 軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内</p>
	車種区分			税率																																																										
	軽自動車	三輪		1,000円																																																										
		四輪	貨物	営業用	1,000円																																																									
				自家用	1,300円																																																									
			乗用	営業用	1,800円																																																									
				自家用	2,700円																																																									
		車種区分			税率																																																									
	軽自動車	三輪		2,000円																																																										
		四輪	貨物	営業用	1,900円																																																									
自家用				2,500円																																																										
乗用			営業用	3,500円																																																										
			自家用	5,400円																																																										
車種区分			税率																																																											
軽自動車	三輪		3,000円																																																											
	四輪	貨物	営業用	2,900円																																																										
			自家用	3,800円																																																										
		乗用	営業用	5,200円																																																										
			自家用	8,100円																																																										
	納 期 等																																																													
5月1日～5月31日																																																														

軽自動車税 (環境性能割)	課税客体・納税義務者																					
	三輪以上の軽自動車の取得者																					
	課税標準及び税率																					
	平成31年度地方税制改正における自動車の税の見直しにより、自動車取得税が廃止され、自動車税及び軽自動車税それぞれに環境性能割が創設された。なお、軽自動車税の環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行う。 課税標準額は自動車の取得価格 税率は燃費性能等に応じ次の表のとおり																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃費性能等</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準達成車</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		燃費性能等	税率		自家用	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車	1.0%	0.5%	★★★★かつ2020年度燃費基準達成車	1.0%	1.0%	★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車	2.0%	2.0%	上記以外		
	燃費性能等	税率																				
		自家用	営業用																			
電気自動車等	非課税	非課税																				
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車	1.0%	0.5%																				
★★★★かつ2020年度燃費基準達成車	1.0%	1.0%																				
★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車	2.0%	2.0%																				
上記以外																						
<p>※「★★★★」平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車。</p> <p>【税率の臨時的軽減】 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に自家用の乗用車（新車・中古車も可）を取得する場合、環境性能割の税率が1%軽減される。</p>																						
納期等																						
三輪以上の軽自動車の取得時 ※賦課徴収等については当分の間、都道府県が行う。																						
市たばこ税	課税客体・納税義務者																					
	市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこ (製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者) 【手持品課税】 ・市内のたばこの販売業者等が税率引上げ日（令和2年10月1日）の午前0時現在において、たばこの製造場または保税地域以外の場所で販売のために製造たばこ20,000本以上を所持している場合に、その所持する製造たばこ (小売販売業者、卸売販売業者等)																					
	課税標準及び税率																					
	<p>・製造たばこ1,000本につき 5,692円（令和2年9月30日まで） 6,122円（令和2年10月1日から）</p> <p>【軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し】 ・地方税法において、重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、最低税率を設定する（本数課税方式への見直し）。なお、実施時期は令和2年10月から。ただし、令和3年9月までの1年間について一定の経過措置を講じ、最低税率を段階的に引上げる。（経過措置期間中は、「0.7グラム未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻たばこ」とみなして課税することにより、税負担の増加を緩和。）</p> <p>【手持品課税】製造たばこ 1,000本につき430円（令和2年10月1日から）</p>																					
	納期等																					
毎月の売渡し分について翌月末日までに申告納付 【手持品課税】製造たばこ 申告期限 令和2年11月2日 納期限 令和3年3月31日																						

特別土地 保有税	課税客体・納税義務者
	1月1日において基準面積以上の土地を所有する者(保有)、1月1日または7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得)(平成15年度より課税停止)
	課税標準及び税率
	課税標準額は取得価額とする 免税点 5,000㎡未満 ・保有は取得価額または修正取得価額のうち、いずれか低い額の1.4/100 ・取得は取得価額の3/100
	納期等
	平成15年度税制改正により、特別土地保有税については、15年度以降保有分及び取得分とも新たな課税は実施しないこととされた。
入湯税	課税客体・納税義務者
	鉱泉浴場における入湯客(特別徴収義務者：鉱泉浴場の経営者)
	課税標準及び税率
	入湯客1人1日につき150円
	納期等
	特別徴収義務者が毎月分を翌月15日までに申告納付
事業所税	課税客体・納税義務者
	市内の事業所等において事業を行う法人または個人
	課税標準及び税率
	・資産割 課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積の合計面積 1㎡につき 600円 免税点 1,000㎡以下
	・従業者割 課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額の 0.25/100 免税点 100人以下
	納期等
・法人 事業年度終了の日から2月以内 ・個人 翌年の3月15日まで	
国有資産等 所在市町村 交付金	課税客体・納税義務者
	国・地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等
	課税標準及び税率
	算定標準額の1.4/100 (注) 法で特別の定めがあるものを除き、算定標準額は前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格である。
	納期等
6月30日	

## (2) 課税状況

## ア 市民税

## (ア) 個人市民税 (当初調定)

(単位：千円)

区分	年度	28	29	30	元	2
均等割		719,803	728,889	737,527	743,333	747,793
所得割		22,319,152	22,669,095	22,814,677	22,913,809	23,235,546
合計		23,038,955	23,397,984	23,552,204	23,657,142	23,983,339

## (イ) 法人市民税

(単位：千円)

区分	年度	27	28	29	30	元
均等割		2,024,761	2,085,765	2,104,760	2,109,306	2,078,578
法人税割		7,358,928	6,454,449	6,534,862	6,561,804	6,700,733
合計		9,383,689	8,540,214	8,639,622	8,671,110	8,779,311

## イ 固定資産税

## (ア) 固定資産税 (当初調定)

(単位：千円)

区分	年度	28	29	30	元	2
土地		8,290,648	8,324,658	8,341,958	8,383,955	8,432,910
家屋		13,619,792	13,963,231	13,937,631	14,279,596	14,731,223
償却資産		3,144,601	3,219,674	3,202,614	3,328,911	3,528,777
合計		25,055,041	25,507,563	25,482,203	25,992,462	26,692,910

## (イ) 国有資産等所在市町村交付金 (当初調定)

(単位：千円)

区分	年度	28	29	30	元	2
交付金		237,914	227,178	223,657	224,884	225,229

## ウ 軽自動車税 (種別割) ※ (当初調定)

(単位：千円)

区分	年度	28	29	30	元	2
調定額		1,025,899	1,078,589	1,125,894	1,168,895	1,213,985

※令和元年度までは軽自動車税 (以下同じ)。

## エ 市たばこ税

(単位：千円)

区分	年度	27	28	29	30	元
調定額		3,110,875	3,026,128 手持品 424	2,864,453 手持品 433	2,783,742 手持品 13,149	2,812,111 手持品 226

## オ 特別土地保有税

(単位：千円)

区分	年度	27	28	29	30	元
調定額		0	3,690	0	0	0

## カ 入湯税

(単位：千円)

区分	年度	27	28	29	30	元
調定額		16,270	16,566	17,397	19,943	24,844

## キ 事業所税

(単位：千円)

区分	年度	27	28	29	30	元
調定額		2,129,989	2,155,037	2,171,538	2,226,357	2,296,412

## (3) 令和2年度市税当初予算額（現年課税分のみ）

税 目	予算額（千円）	構成比（%）	税 目	予算額（千円）	構成比（%）
市 民 税	31,444,000	49.1	軽自動車税	1,173,000	1.9
個 人	24,100,000	(37.6)	環境性能割	35,000	(0.1)
法 人	7,344,000	(11.5)	種 別 割	1,138,000	(1.8)
固定資産税	26,456,000	41.2	市たばこ税	2,759,000	4.3
純固定資産	26,237,000	(40.9)	特別土地保有税	0	0.0
交 付 金	219,000	(0.3)	入 湯 税	25,000	0.0
			事 業 所 税	2,234,000	3.5
			合 計	64,091,000	100.0

## (4) 令和元年度市税決算額

(2.5.31現在)

税目	区分	予算額（千円）	調定額（千円）	収入額（千円）	収 納 率（%）	
					対 予	対 調
現 年 課 税 分	市 民 税	32,556,000	32,901,368	32,662,468	100.3	99.3
	個 人	23,885,000	24,122,057	23,902,130	100.1	99.1
	法 人	8,671,000	8,779,311	8,760,338	101.0	99.8
	固定資産税	26,076,000	26,315,853	26,075,094	100.0	99.1
	純固定資産	25,852,000	26,090,968	25,850,209	100.0	99.1
	交 付 金	224,000	224,885	224,885	100.4	100.0
	軽自動車税	1,135,000	1,158,401	1,134,525	100.0	97.9
	軽自動車税※	1,125,000	1,150,153	1,126,277	100.1	97.9
	環境性能割	10,000	8,248	8,248	82.5	100.0
	市たばこ税	2,809,000	2,812,337	2,812,337	100.1	100.0
	特別土地保有税	0	0	0	-	-
	入 湯 税	25,000	24,844	24,844	99.4	100.0
	事 業 所 税	2,234,000	2,296,412	2,280,254	102.1	99.3
	計	64,835,000	65,509,215	64,989,522	100.2	99.2
	滞納繰越分	464,000	1,795,092	473,883	102.1	26.4
合 計	65,299,000	67,304,307	65,463,405	100.3	97.3	

※令和元年9月30日まで。10月1日以降は軽自動車税（種別割）。

## (5) 市税収入額年度別伸び率状況

(単位：%)

年 度	27	28	29	30	元
伸 び 率	98.8	100.1	101.3	100.2	101.6

## (6) 市税の市民負担状況（現年課税分のみ）

（単位：円）

区分		税目	市民税	固定資産税	その他	市税総額
28年度 （調定額）	1人当たり		75,358	58,557	14,535	148,450
	1世帯当たり		173,463	134,789	33,458	341,710
29年度 （調定額）	1人当たり		77,571	61,452	14,603	153,626
	1世帯当たり		176,838	140,092	33,290	350,220
30年度 （調定額）	1人当たり		78,076	61,532	14,711	154,319
	1世帯当たり		176,299	138,943	33,219	348,461
元年度 （調定額）	1人当たり		78,786	62,477	15,605	156,868
	1世帯当たり		175,965	139,541	34,854	350,360
2年度 （当初予算額）	1人当たり		75,469	63,497	14,859	153,825
	1世帯当たり		166,495	140,083	32,781	339,359

（注）人口・世帯は4月1日現在。

## (7) 口座振替

## ア 口座振替加入状況

（単位：人・％）

区分 年度	市・県民税（普徴）		固定資産税		軽自動車税		合計	
	納税義務者数	加入率	納税義務者数	加入率	納税義務者数	加入率	納税義務者数	加入率
	加入者数		加入者数		加入者数		加入者数	
27	62,683	31.0	169,194	45.5	172,000	21.4	403,877	33.0
	19,404		76,954		36,802		133,160	
28	62,120	30.9	170,409	45.4	172,812	21.1	405,341	32.8
	19,204		77,331		36,467		133,002	
29	60,268	30.5	171,583	44.6	174,174	20.8	406,025	32.3
	18,352		76,564		36,209		131,125	
30	59,212	29.8	172,689	45.3	173,604	20.6	405,505	32.4
	17,648		78,152		35,686		131,486	
元	47,157	31.5	173,643	45.1	174,347	20.3	395,147	32.5
	14,859		78,270		35,373		128,502	

## (8) コンビニ収納

市民の生活時間の24時間化などライフスタイルの多様化に対応し、納税の手段、機会の拡大につなげることで、納税者の利便性と納期内納付率の向上を図れることから、平成20年度から軽自動車税についてコンビニエンスストアでの納付受付を実施している。また、個人市・県民税及び固定資産税についても、納税者の利便性等を考慮し、25年度から実施した。

## (9) スマートフォンアプリを使った収納

スマートフォンの普及に伴い納税者の利便性と市税等の早期納付や収納率の向上を図るため、令和元年度からスマートフォンアプリ（PayPay、PayB）を使って個人市・県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）の納付受付を実施している。

## (10) 納付方法別収納状況

## ア 納付件数

(単位：件・%)

種別 \ 年度	27	28	29	30	元
窓口納付 (割合)	578,283 (47.8)	572,013 (46.8)	566,213 (46.2)	557,411 (45.2)	565,269 (46.1)
口座振替 (割合)	404,103 (33.4)	404,975 (33.2)	403,544 (32.9)	402,706 (32.7)	393,209 (32.0)
コンビニ収納 (割合)	227,690 (18.8)	244,635 (20.0)	255,465 (20.9)	272,090 (22.1)	267,676 (21.8)
スマホ収納 (割合)					1,243 (0.1)
合計	1,210,076	1,221,623	1,225,222	1,232,207	1,227,397

## イ 納付金額

(単位：千円・%)

種別 \ 年度	27	28	29	30	元
窓口納付 (割合)	57,503,432 (78.5)	56,733,080 (77.2)	57,841,777 (77.3)	57,688,817 (76.9)	59,258,762 (77.5)
口座振替 (割合)	12,497,128 (17.1)	13,188,551 (17.9)	13,142,013 (17.6)	13,241,637 (17.6)	13,159,452 (17.2)
コンビニ収納 (割合)	3,241,321 (4.4)	3,624,614 (4.9)	3,844,968 (5.1)	4,125,081 (5.5)	4,033,837 (5.3)
スマホ収納 (割合)					29,028 (0.0)
合計	73,241,881	73,546,245	74,828,758	75,055,535	76,481,079



(11) 高松市納税案内センター（市税電話催告業務）

早期の税収確保と滞納の未然防止を図るため、平成22年9月から民間委託によりコールセンターを設置し、早期の納付等と呼びかける電話催告業務を実施している。

対象税目	市・県民税（普徴）・固定資産税・軽自動車税（種別割）		
業務体制	管理者1名及びオペレーター3名（令和元年度）		
業務時間	平日	9：00～17：00	
	うち8日間	12：00～20：00	
	日曜日（月1回）	9：00～17：00	
平成27年度 業務実績	延べ対象者数 架電件数	19,328人 29,589件	7月1日～3月31日
平成28年度 業務実績	延べ対象者数 架電件数	18,136人 31,059件	7月1日～3月31日
平成29年度 業務実績	延べ対象者数 架電件数	19,665人 36,169件	7月1日～3月31日
平成30年度 業務実績	延べ対象者数 架電件数	18,545人 25,731件	7月1日～3月31日
令和元年度 業務実績	延べ対象者数 架電件数	11,323人 11,578件	10月1日～3月31日

※ 架電件数については、相手と通話できなかった場合も1件としている。

※ 令和元年度からは、同一人に複数の税目で架電した場合は税目ごとに1件としている。

(12) 特別滞納整理

常習的な滞納者に対して、給与、預貯金、生命保険など換価性の高い債権を中心に差押えを実施している。

平成17年9月には、県と県内の全ての市町と滞納整理組合が参加する香川滞納整理推進機構が設立され、主に個人住民税が50万円以上の滞納案件について、県の税務職員を市町等の徴税吏員に併任することにより、共同で徴収に当たり滞納整理を推進している。

また、16年度からは、不動産や自動車等の差押え物件の公売を実施し、18年度からは、インターネットを利用したオークションによる公売を実施し、売却価額を滞納税額に充当している。

ア 差押え実績（元年度）

差押え件数	滞納税額（差押え対象税額）
2,021 件	283,969,829 円

イ 香川滞納整理推進機構（元年度）

従事案件額	徴収済額
449,888,517 円	159,043,315 円

ウ 公売（元年度）

	実施回数（回）	物件数（件）	入札者数（人）	売却価額（円）
会場公売	1	2	0	0
インターネット公売	7	13	15	8,604,000

(13) 債権回収室

財政の健全化や市民負担の公正・公平性を確保することを目的に、市税のほか、国民健康保険料や保育料など各収入金の未収金の効率的・効果的な回収を図るため、平成23年4月に納税課内に債権回収室が設置された。23年度は、債権回収室への移管処理基準や事務手続などを定めた「債権回収一元化に関する事務処理要領」を作成し、24年1月に国民健康保険料と介護保険料の滞納者27人を対象に債権の一元的回収に着手した。24年度は、国民健康保険料、介護保険料に加え、保育料など他の強制徴収が可能な債権を対象に本格的に回収業務に取り組んだ。25年度以降は、これらの強制徴収が可能な債権のほか、裁判所による強制執行が必要な非強制徴収債権（母子寡婦福祉資金貸付金等）も対象として回収業務に取り組んでいる。

ア 移管件数

		年度				元
		27	28	29	30	
受入金額（円）		182,912,358	136,795,889	143,629,220	94,689,307	109,190,038
引受人数（人）	国民健康保険料	210	277	275	102	161
	介護保険料	164	137	241	224	271
	保育料	70	75	52	44	70
	母子寡婦福祉資金貸付金	3	4	9	2	4
	下水道事業受益者負担金		2		1	1
	高等学校等入学準備金貸付金	2		1		
	児童扶養手当返還金	3				1
	子育て世帯臨時特例給付金		1	1		
	非常勤嘱託報酬		1	1		
	幼稚園授業料				8	9
	合計（人）	452	497	580	381	517

イ 取組状況

	27	28	29	30	元
差押え件数（件）	47	111	132	93	94
支払督促申立件数（件）	4	4	4	3	4
民事調停申立件数（件）					1
収入金額（円）	33,458,505	32,839,701	36,006,275	26,171,745	29,464,511

(14) ふるさと高松応援寄附金

平成20年6月に制定した「ふるさと高松応援寄附条例」に基づき、ふるさと高松のまちづくりを応援する人々からの寄附の受入れを開始し、寄附者には、玉藻公園など市内7施設に利用できるパスポートを送付したほか、2年続けて寄附をいただいた方に対しては、高松市の特産品を送付した。

また、27年2月に返礼品の見直しを行い、盆栽や漆器、お墓の清掃サービスなどの中から、寄附者が選択できることとしたほか、27年4月、インターネットから寄附ができるようポータルサイトを立ち上げた。

29年4月に総務省から発出された、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を求める通知に基づいて、返礼品の見直しを行った。

31年度の地方税制改正において、ふるさと納税制度における指定制度が導入され、令和元年6月以降は、総務大臣が指定した地方団体に対する寄附が特例控除の対象となり、本市も指定を受けた。

また、新たに2つのポータルサイトを追加採用し、現在は3つのポータルサイトで寄附受付を行っている。

ア 寄附件数及び金額

(単位：件・円)

区分	年度	27	28	29	30	元
寄 附 件 数		3,040	8,783	6,581	4,390	8,326
寄 附 金 額		46,994,308	131,455,085	124,616,500	104,875,000	185,315,876

(15) 納税通知書の見直しについて

市民に通知の内容を伝わりやすくするため、平成25年度から市・県民税納税通知書及び固定資産税納税通知書を見直し、「わかりやすさ」を評価するユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（UCDA）の認証を、全国の自治体で初めて取得した。

(16) ご当地ナンバープレート

平成25年9月2日から、本市のシンボルである屋島を広くPRするとともに、地域における一体感の醸成を図ることを目的として、県内では4例目となる原動機付自転車用のご当地ナンバープレートの交付を開始し、その普及に努めてきたが、令和2年5月11日から登録自動車や軽自動車に交付が開始となった「高松版図柄入りナンバープレート」にその役目を引継ぎ、現時点の在庫分をもって交付を終了することとなった。

ア ご当地ナンバープレート交付状況

(単位：枚)

区 分	年 度	27	28	29	30	元
原動機付自転車ナンバープレート 交付件数		3,705	3,772	3,475	3,332	3,174
計	通常	2,003	2,030	1,947	1,797	1,808
	ご当地	1,702	1,742	1,528	1,535	1,366
50cc以下 (白)	通常	1,439	1,365	1,328	1,146	1,091
	ご当地	1,203	1,219	1,075	1,027	883
90cc以下 (黄)	通常	155	133	180	164	182
	ご当地	132	120	106	115	104
125cc以下 (桃)	通常	409	532	439	487	535
	ご当地	367	403	347	393	379

### 3 契 約

建設業法（昭和24年法律第100号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）等に基づき、本市の発注する建設工事等について適正な執行を確保するため、入札参加資格申請の受付・資格審査・格付・資格者名簿登載の上、指名・入札・契約締結等の事務を行っている。

平成6年度から制限付き一般競争入札を採用するとともに、指名競争入札においては、指名運用基準の策定・公表、格付基準の改正・公表、連帯保証人の相指名業者以外からの選定等に関して、改善を行うとともに、談合罪・贈賄罪の容疑及び独占禁止法違反に対する指名停止措置の強化を図るため、指名停止等措置要綱の一部改正を行い、8年度から連帯保証人制度に代わる新しい履行保証制度を一部導入、そして9年度から本格導入する等、厳正かつ公正な発注業務の執行に努めている。10年度においては、入札結果等の公表に予定価格を追加し、事後公表してきた。

11年度から技術検査室を設け、従来の工事検査に加え、工事の設計・積算・施工等の指導を行っている。また、競争入札による建設工事につき予定価格の事前公表を行ってきた。

12年度においては、発注者としての談合情報に対する統一的かつ厳正な処置を確立するため、入札談合情報対応マニュアルを制定し、12月1日から施行している。

13年度においては、指名停止等措置要綱の改正を行い、談合・独占禁止法違反行為などに対する措置強化を行い、さらに、制限付き一般競争入札の対象工事の拡大や、6月1日から、より公正で透明な入札制度の確立を目指し、基本的に入札参加条件を満たしていれば、誰でも参加申請できる、公募型指名競争入札方法を導入している。

14年度においては、建設リサイクル法の施行に伴う施行細則の制定や契約書の様式変更を行うとともに、6月1日から公募型指名競争入札の見直しを行い、受注機会の拡大や一層の公平性・競争性を確保するよう努めた。

15年度においては、指名停止等措置要綱の改正を行い、建設業法規定違反への措置の明確化などを図るとともに、談合があった場合の対応をより明確にするため、損害賠償予約条項など契約約款の一部改正及び入札談合情報対応マニュアルの一部を改正した。また、契約事務処理要綱を改正し、資格審査に伴う主観的事項の拡充を図るとともに、工事契約のより適正な履行や工事成績の評定に資するため建設工事監督要領と工事成績評定要領を制定した。16年1月に入札及び契約手続きにおける、さらなる透明性の確保と公正な競争を促進するため入札監視委員会を設置した。

17年度においては、より一層の入札制度の透明性、公平性、競争性を高めることから、6月1日から、制限付き一般競争入札の対象工事の拡大などを行った。

18年度においては、入札制度の透明性、公平性に加え、事務処理の効率化を目的として、16年度から香川県と共同開発してきた、かがわ電子入札システムにより、6月から段階的に対象工事を拡大する方向で、運用を開始した。

19年度においては、公共工事等の適正な施工を確保するため、公共工事等の受注者が暴力団等による不当要求行為を受けた場合において、発注者である市への報告及び所轄警察署への届出を義務づける等、公共工事等からの不当要求行為の排除を目的として、6月に、高松市発注工事等に対する不当要求行為排除対策要綱を制定したほか、電子入札対象案件の拡大を図った。また、20年1月に高松市総合評価落札方式試行要領を制定し、2月に2件を試行した。

20年度においては、4月1日に物品契約係を統合し、財務部契約監理課としたほか、入札事務の効率化と今後における一般競争入札の適用範囲の拡大に備えるため、入札後審査型制限付き一般競争入札を導入した。

また、6月からは電子入札対象案件をさらに拡大し、コンサルタント業務については、契約監理課扱いの全案件を対象とした。7月からは、「鋼材類」及び「燃料油」が高騰している状況に鑑み、単品スライド条項の適用を開始し、11月には、「鋼材類」、「燃料油」の2品目以外についても適用を拡大した。また、10月には、最低制限価格率の算定式を国の低入札価格調査基準算定式の見直しに併せ改正し、12月には、地域建設業経営強化融資制度に係る高松市発注工事請負代金の譲渡の承諾事務の取扱いを開始した。

21年度においては、4月から中間前払金制度を導入し、6月からは電子入札対象案件を契約監理課扱いの全案件を対象とするとともに、7月からは、入札後審査型一般競争入札の適用範囲を設計金額1億円以上から、予定価格（税込）5千万円以上に拡大した。また、最低制限価格率算定基準については、4月に国の算定基準が改定されたことから、本市においても6月に算定基準を改めたほか、試行を継続している総合評価落札方式においても、評価項目に新たに災害時の活動体制など、企業としての社会性を評価する要素を追加する等の見直しを行い、施工計画型5件、企業評価型26件の31件を実施するとともに、実験的に地域密着型

を新設し、2件を実施した。さらに、22年度4月から稼動した新財務システムの導入に伴い、高松市用品調達基金を21年度末で廃止するとともに、直接購入の範囲の拡大など、物品調達の制度の見直しを行った。

22年度においては、9月から、入札後審査型一般競争入札の適用範囲を予定価格（税込）5千万円以上から、3千万円超に拡大するとともに、総合評価落札方式においては、新たに市内企業の活用や企業の労働福祉等の評価項目を追加し、内容・配点などの見直しを行った。

23年度においては、4月に「死亡事故発生による指名停止措置業者に対する減点評価の厳罰化」などの見直しを行い、また、6月には、大型案件に係る市内営業所の拠点性を重視する観点から、「常勤職員（技術者）数による市内営業所の拠点性に係る入札参加条件」を新たに設定したほか、約定工期のより適切な表記についても見直しを行った。さらに、8月には、本市発注工事に係る「予定価格に関する情報漏えい問題」を受け、予定価格等を探ろうとする外部からの行為を抑止するとともに、契約事務の公平・公正・透明性の一層の確保を図るため、「契約事務における不当な情報提供等の要求に対する対応等要領」を制定したほか、入札の透明性をより高めるとともに適切な競争性を確保する等のため、制限付き一般競争入札の適用範囲を1,500万円以上に拡大した。

24年度においては、4月に、下水道事業に係る工事等の契約事務の窓口が、上下水道局へ移管されたほか、総合評価落札方式において、災害協定の締結期間等による配点区分の新設や「簡易型Cタイプ」の加算点算定基準等を見直すとともに、応札者の負担軽減を図る観点等から、設計図書の有料販売を廃止し、当該図書をはじめとする入札関係書類等の電子データを「かがわ電子入札システム」に掲載するなどの取組を行った。また、検査員評価の一部（出来形及び品質に係るもの）について、評定段階数を、従来の5段階から7段階に見直すとともに、修補の度合や修補期限の遵守状況に応じた工事成績評定点の減点制度を新たに設けたほか、建設工事のさらなる高品質化を確保し、工期の遵守等、工事契約のより適正な履行を図るため、検査基準を明確にした「建設工事検査要領」の制定、評定項目・評定ランクを定める「建設工事成績評定要領」の改正、建築工事等監理業務委託における「監督員」と「工事監理者」の区分を明確にする「建設工事監督要領」の改正等、建設工事検査関係制度の大幅な改正を行った。

さらに、6月には、工種及び価格を限定し、最低制限価格率（失格基準価格率）の有効桁を試行的に見直すとともに、工事の品質確保、建設工事業業者の施工能力の持続的確保を図るため、過去2年間の工事成績評定点の平均点による入札参加資格を設定したほか、指名停止措置要件である「業務に関する不正又は不誠実な行為」の該当行為の例示によるペナルティの新設等の改正を行った。

また、物品調達においては、6月から、「かがわ電子入札システム」を利用した電子入札を段階的に実施し、25年1月から実施対象を全業種としている。

25年度においては、4月から、試行導入として、現場代理人の常駐義務について、本市が特に認める場合に限り、2件の工事を兼務できることとしたほか、公募型指名競争入札への重複落札禁止を「ほ装工事」など4業種に適用することとした。

また、6月には、20年1月から試行を行っていた総合評価落札方式について、従来の「Bタイプ」を廃止し、「工事品質の確保」という制度本来の趣旨を踏まえた「技術評価型（Ⅰ型）」と「地域密着型（Ⅱ型）」の2区分として本格導入するとともに、従来の評価項目の一部を入札参加資格者名簿の審査に移行するなど、大幅な改正を行った。

26年度においては、入札の中止・不調対策として、4月から、現場代理人の常駐義務のさらなる緩和措置を講じたほか、1者入札を原則として有効なものとして取り扱うこととした。物品調達においては、入札参加資格者名簿の更新に併せ、6月から「高松市物品・委託・役務の提供等指名競争入札等業者選定要領」を定め、運用した。

27年度においては、法改正により、これまで1,500万円以上の工事について義務づけていた積算内訳書の提出を、入札に付する全ての工事について義務づけたほか、下請契約を締結する工事について、施工体制台帳の作成及び提出を義務づけた。

28年度においては、総合評価落札方式における評価基準の一部見直しを行い、より具体的な評価を実施することとしたほか、改正品確法の趣旨に基づき、新たに「登録基幹技能者」に関する評価を、他の中核市に先駆けて導入した。

29年度においては、国の低入札価格調査基準が改定されたことから、最低制限価格率（失格基準価格率）の算定方法を改定したほか、社会保険等未加入業者対策として、全ての本市発注工事において、原則として、社会保険等未加入業者との一次下請契約を禁止することに拡大した。

30年度においては、香川県広域水道企業団の設立により上下水道局が廃止されたことに伴い、下水道事業に係る工事等の契約事務が、契約監理課に移管されたほか、総合評価落札方式における評価基準の一部見直しを行い、「災害時の活動体制」を「地域密着型（Ⅱ型）」においても評価対象とするとともに、設備工事において評価対象とする継続教育認定団体を拡大するなどの見直しを行った。

令和元年度においては、総合評価落札方式において、「低入札価格調査制度」を導入するとともに、受注機会のさらなる均等化を図るため、工事成績評定点の評価対象期間を過去4年間から8年間に延長するほか、土木一式工事、電気工事及び管工事の格付に対応する指名基準額の変更などの見直しを行った。

また、社会保険等未加入業者対策として、原則として、社会保険未加入業者との二次以下も含めた全ての下請契約を禁止することに拡大した。

2年度においては、不調を回避し速やかな工事着手に資するため、予定価格事後公表の工事案件において、再度入札制度を導入するとともに、現場代理人の常駐義務のさらなる緩和措置を講じた。

また、物品調達においては、平成31年2月1日付で、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」が改正されたことに伴い、一定基準額以上の物品等・役務の調達案件に関し、欧州連合の供給者を入札参加可能とした一般競争入札の実施を開始した。

## (1) 入札参加資格受付状況

## ア 工事契約関係

(2.6現在)(単位:件)

区 分	27・28			29・30			元・2		
	市 内 企 業	準市内・ 市外企業	計	市 内 企 業	準市内・ 市外企業	計	市 内 企 業	準市内・ 市外企業	計
建 設 工 事	535	614	1,149	519	590	1,109	509	560	1,069
建設関連委託業務	93	315	408	86	292	378	80	281	361
合 計	628	929	1,557	605	882	1,487	589	841	1,430

## イ 物品契約関係

(2.6現在)(単位:件)

区 分	26・27・28			29・30・元			2・3・4		
	市 内 企 業	準市内・ 市外企業	計	市 内 企 業	準市内・ 市外企業	計	市 内 企 業	準市内・ 市外企業	計
物品等入札参加資格	791	1,193	1,984	752	1,160	1,912	698	1,037	1,735

## (2) 契約状況

## ア 工事契約関係

(契約監理課扱い分)

区 分	29		30		元	
	件 数 (件)	契 約 金 額 (千円)	件 数 (件)	契 約 金 額 (千円)	件 数 (件)	契 約 金 額 (千円)
建 設 工 事	255	7,757,664	324	17,528,912	330	10,396,399
建設関連委託業務	63	322,801	77	738,555	96	608,709
合 計	318	8,080,465	401	18,267,467	426	11,005,108

## イ 物品契約関係

(契約監理課扱い分)

区 分	29		30		元	
	件 数 (件)	契 約 金 額 (千円)	件 数 (件)	契 約 金 額 (千円)	件 数 (件)	契 約 金 額 (千円)
物 品	2,875	536,224	3,135	642,841	3,197	541,352

#### 4 本庁舎

昭和46年9月、市議会に市庁舎建設調査特別委員会が設置されて以来、鋭意検討されてきた新庁舎の建設は、52年2月15日起工式を行い、53年4月19日に上棟式、10月28日には定礎式を経て、54年1月29日開庁、2月15日に落成式が挙行された。

引き続き、仮庁舎として利用していた旧庁舎3号館及び4号館を取り壊し、二輪車置場の工事を行ったほか、関連事業として、旧庁舎の2号館及び3号館を取り壊し、半地下式の二輪車置場と立体駐車場を設けた。

54年12月28日、庁舎関連整備事業の完了により、新庁舎建設事業は全て完了した。

##### (1) 本庁舎の概要

ア 所在地	高松市番町一丁目8番15号
イ 建築の概要	
敷地面積	12,461.47 m <sup>2</sup> (防災合同庁舎敷地を含む)
建築面積	4,642.55 m <sup>2</sup>
延床面積	33,390.65 m <sup>2</sup> (レンタサイクルポート3.27 m <sup>2</sup> 含む)
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
規模	地下2階 地上13階 (屋上階1階) 建
建物の高さ	60.0m
外構	市民広場 255 m <sup>2</sup> (15m×17m)
ウ 工期	着工 昭和52年2月15日 開庁 昭和54年1月29日 竣工 昭和55年1月23日
エ 庁舎建設費	
建築工事	55億3,384万4,000円
庁舎整備関連	3億1,040万5,000円
補償、その他	8,555万4,000円
設計・調査・監理等	1億8,711万7,000円
初度調弁	2億1,820万5,000円
事務費、その他	8,900万3,000円
合計	64億2,412万8,000円
オ 財源内訳	
起債	24億6,600万円
一般財源	9億2,483万5,000円
庁舎建設基金	30億3,329万3,000円



(2) 庁舎配置図  
(事務棟)

R階	機械室		機械室
13	大会議室	エレベーター	環境局長室、環境総務課、地球温暖化対策室、ワークシェアステーション
12	マイナンバーカード交付・更新会場		監査委員室、監査委員事務局、農業委員会事務局、環境施設対策課、健康管理室、121会議室
11	選挙管理委員会、選挙管理委員会事務局、113会議室、114会議室		コンプライアンス推進課（情報公開コーナー）、くらし安全安心課、職員研修室、111会議室、112会議室、市民やすらぎ課
10	教育長室、教育局長室、教育委員室、教育委員会総務課、学校施設整備室、101会議室		学校教育課、保健体育課、生涯学習課、少年育成センター、人権教育課
9	交通政策課、公園緑地課、河港課、水路対策調整室、91会議室		都市整備局長室、都市計画課、住宅・まちづくり推進室、建築指導課
8	道路管理課、道路整備課、用地室、81会議室、82会議室		契約監理課、技術検査室、建築課、入札室（1）、入札室（2）
7	創造都市推進局長室、産業振興課、企業立地推進室、観光交流課、観光エリア振興室、都市交流室、文化芸術振興課、文化財課、72会議室		人権啓発課、スポーツ振興課、市営住宅課
6	こども家庭課、こども園総務課、こども園運営課		健康福祉局長室、健康福祉総務課、地域共生社会推進室、子育て支援課、こども女性相談課、61会議室
5	財政局長室、財政課、農林水産課、53会議室、54会議室		広聴広報課、市政記者室、土地改良課、地籍調査室、外部監査室、52会議室
4	市民政策局長室、政策課、ユニバーサルデザイン推進室、移住・定住促進室、コミュニティ推進課、地域振興課 男女共同参画・協働推進課		市長室、副市長室、秘書課
3	総務局長室、総務課、人事課、行政改革推進室、国保・高齢者医療課（保健事業係）		財産経営課、ファシリティマネジメント推進室、土地開発公社、31会議室、32会議室、33会議室
2	納税課、債権回収室、市民税課、資産税課、長寿福祉課、在宅医療支援センター、高齢者総合相談コーナー		21会議室
1	市民課、国保・高齢者医療課		消費生活センター、市民相談コーナー、市民ホール、案内所
B1	駐車場		生協
B2	機械室	電気室	

(議会棟)

		議 場	
6階		機 械 室	
5	委 員 会 室	委 員 会 室	
4	議員控室、委員会室		
3	議長室、副議長室、市議会事務局長室、市議会事務局、議会図書室		
2	障がい福祉課、生活福祉課		
1	出納室、介護保険課、指定金融機関、守衛室		
B1	防災センターなど		

## 5 防災合同庁舎（危機管理センター）の整備

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により、東北地方を中心に未曾有の地震・津波災害が発生し、被災地では、行政機能が壊滅状態となる自治体もあるなど、想定を超える被害をもたらした。

これらを踏まえ、本市では、近い将来に発生するとされる南海トラフ地震などの大規模災害時における防災・危機管理に係る対応力と業務維持能力を高め、迅速かつ効果的に危機管理体制を整備するため、災害発生時に情報拠点及び指揮命令拠点となる常設の災害対策本部機能等を有する「高松市防災合同庁舎（危機管理センター）」の整備に取り組むこととし、24年度には、財産活用課（現在の財産経営課）に危機管理センター整備室を設置し、施設の基本構想を策定するとともに、基本設計に着手した。25・26年度においては、施設の基本設計・実施設計を完了し、27年度から約3年間の建設工事を経て、30年2月に施設の竣工を迎え、同年4月から香川県広域水道企業団が業務を開始した。

30年4月24日に落成式を挙行了した後、順次、香川県広域水道企業団高松事務所、下水道部、消防局、危機管理課、情報政策課が移転し、同年5月21日から庁舎の本格運用を開始した。

### (1) 庁舎の概要

ア 所在地	高松市番町一丁目8番15号
イ 建築の概要	
建築面積	1,738.24 m <sup>2</sup>
延床面積	11,501.53 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨造、基礎免震構造（一部CFT造）
規模	地上8階建
建物の高さ	39.95m
ウ 公用車駐車場	鉄骨造 地下1階地上4階建て（二輪車駐輪場含む）
エ 障害者等駐車場	鉄骨造 平家建て（4台分）
オ 工期	着工 平成27年3月23日 竣工 平成30年2月28日
カ 建設工事費	79億724万2,680円
キ 財源内訳	
起 債	55億50万円
上下水道局負担金	21億1,711万7,304円
一般財源	2億8,962万5,376円

## (2) 庁舎配置図

8階	機械室	エレベーター・中庭	機械室
7	情報政策課、ICT推進室		電気室
6	香川県広域水道企業団		601会議室、602会議室、入札室
5	消防局総務課、消防防災課、予防課		501会議室、502会議室、503会議室
4	401会議室、消防仮眠室		情報指令課、指令管制室、消防対策本部室
3	危機管理課、災害対策本部室、303会議室		301会議室、302会議室
2	下水道経営課、下水道業務課、下水道整備課		香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター、201会議室、202会議室
1	香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター、たかまつ防災プラザ		香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター、守衛室

## 6 公有財産 (2.3.31現在)

## (1) 土地・建物

(単位: m<sup>2</sup>)

区 分		土 地	建 物
行 政 財 産	公用財産		
	本 庁 舎	12,461.47	51,378.78
	消 防 施 設 そ の 他 の 施 設	42,865.42 625,094.11	24,279.77 143,324.78
普 通 財 産	公共用財産		
	学 校	1,377,438.38	565,992.44
	公 営 住 宅 園	493,805.28	241,477.48
	公 所 の 他 の 施 設	1,903,909.19 8,078,395.86	17,423.61 365,108.82
普 通 財 産	山 宅	4,583,994.86	—
	そ の 他	451,381.00 193,624.62	68,665.43 —
	合 計	17,762,970.19	1,477,651.11

## (2) 有価証券

(単位 円)

株 券	10,650,000
-----	------------

## (3) 出資による権利

(単位 :円)

香 川 県 漁 業 信 用 基 金 協 会 出 資 金	4,850,000
香 川 県 農 業 信 用 基 金 協 会 出 資 金	37,400,000
香 川 県 信 用 保 証 協 会 出 捐 金	384,010,860
高松市病院事業会計出資金(みんなの病院分)	5,951,754,653
高松市病院事業会計出資金(香川病院分)	8,767,500
香 川 県 広 域 水 道 企 業 団 出 資 金	1,583,040,000
公益財団法人香川県環境保全公社出捐金	14,400,000
高松市土地開発公社出捐金	5,000,000
公益社団法人香川県青果物協会出捐金	3,076,200
公益財団法人香川県水産振興基金出捐金	36,400,000
公益財団法人香川県農地機構出捐金	27,677,000
公益財団法人高松市学校給食会出資金	10,000,000
公益財団法人かがわ産業支援財団出捐金	1,090,945,000

公益財団法人高松市福祉事業団出資金	20,000,000
一般財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会出捐金	500,000
公益財団法人高松市スポーツ協会出資金	10,000,000
公益財団法人リバーフロント研究所出捐金	2,500,000
公益財団法人香川いのちのリレー財団出捐金	8,646,000
公益財団法人高松市国際交流協会基本財産出捐金	30,000,000
公益財団法人香川アイバンク出捐金	687,500
公益財団法人かがわ健康福祉機構出捐金	3,479,000
公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター出捐金	54,800,000
公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー出捐金	300,000,000
株式会社ケーブルメディア四国出資金	50,000,000
株式会社高松市食肉卸売市場公社出資金	15,000,000
香川県広域水道企業団出資金（椋川ダム建設事業）	2,455,835,200
公益財団法人高松市文化芸術財団基本財産出捐金	10,000,000
香川県広域水道企業団出資金（高松市塩江簡易水道事業）	57,489,000
塩江温泉旅館飲食協同組合出資金	70,000
有限会社湯遊しおのえ出資金	2,250,000
塩江町森林組合出資金	2,778,000
香川県広域水道企業団出資金（国分寺町水道事業）	613,700,000
香川東部森林組合出資金	100,000
有限会社香南町農業振興公社出資金	9,500,000
社会福祉法人志度玉浦園出捐金	15,000,000
エフエム高松コミュニティ放送株式会社出資金	5,256,108
地方公共団体金融機構出資金	30,000,000
株式会社カマタマーレ讃岐出資金	10,000,000
株式会社ファイブアローズ出資金	10,000,000
高松市下水道事業会計出資金	2,846,324,000
高松空港株式会社出資金	249,000,000
合計	15,970,236,021

(4) 物 権 (単位：m<sup>2</sup>)

地 上 権	2,269,152.06
-------	--------------

(5) 工作物 (単位：個)

区 分	門	囲 障 (m)		給排水施設	池 井	貯 槽	照明施設
数 量	744	114,190.96		850	129	857	531
冷房施設	暖房施設	空調施設	消火施設	汚水(物)処理施設	通信・放送施設	橋梁	電気施設
43	4	5,616	184	202	444	13	837
機械施設	望楼・塔	昇 降 機	加熱施設	置 場	計測装置	諸 標	そ の 他
298	93	150	164	580	31	217	594

## 7 物 品

(2. 3. 31現在)

区 分	現 在 高
車 両 類	486 台 本庁関係 306 台 消防関係 180 台
機 械 類	743 基
そ の 他	1,664

## 8 基 金

### (1) 積 立 基 金

(2. 3. 31現在 単位：円)

区 分	基金積立現在額
1 財政調整基金	7,942,729,008
2 減債基金	600,014,660
3 施設整備基金	1,519,956,497
4 地域振興基金	3,943,955,724
5 国民健康保険事業財政調整基金	354,384
6 介護保険事業財政調整基金	2,705,844,400
7 中小企業勤労者福祉共済基金	123,282,659
8 消防施設整備基金	170,890,045
9 ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発基金	1,980,620
10 塩江美術館美術品等取得基金	3,000,047
11 森林整備基金	15,980,000
12 福祉の充実と教育力向上のための臨時基金	323,573,104
13 健やか子ども基金	0
14 競輪事業施設整備基金	653,126,943
合 計	18,004,688,091

※ 平成25年4月1日に、条例を一部改正し、建設事業基金を施設整備基金に名称変更した。

※ 平成25年12月27日に、福祉の充実と教育力向上のための臨時基金を創設した。

※ 平成26年12月25日に、健やか子ども基金を創設した。

※ 平成29年3月30日に、競輪事業施設整備基金を創設した。

※ 令和2年3月30日に、条例を一部改正し、森林整備事業基金を森林整備基金に名称変更した。

## 9 法定外公共物（里道・水路等）

平成12年4月から地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）が施行されたことに伴い、里道・水路等の法定外公共物が国から市町村に譲与されることになり、本市では国から示されたガイドラインに基づき譲与申請を行い、17年3月31日までに譲与契約を締結し、本市の管理財産となった。

※ 法定外公共物とは、道路法、河川法、下水道法等の公物管理法の適用または準用されていない、認定外道路・通路、水路、池沼等として公共の用に供されているもの。

## 10 指定管理者制度

本市では、平成15年9月2日の地方自治法の一部改正に伴い、これまで自治体の管理権限の下で、市が出資した法人、公共団体及び公共的団体に限定されていた「公の施設」の管理運営を、民間事業者を指定管理者として委託することが可能となり、また、施設の使用許可権限の委譲や、利用料金制を導入することも可

能となった。

改正前の規定に基づき管理運営の委託を行っていた公の施設については、18年9月までの3年間の経過措置期間中に、指定管理者制度を導入するか、直営を継続するかを検討し、導入施設については、条例を整備するなど、新たな制度に対応することが必要となった。

このため、16年度において施設の管理運営全般について見直しを行うとともに、指定管理者制度の導入について検討を行い、9月に「指定管理者制度導入指針」（26年4月 高松市指定管理者制度運用基本指針に改正）を策定した。さらに、17年4月に「公の施設指定管理者制度導入計画」を策定し、これに基づき、18年度から46施設で指定管理者制度を導入した。

指定管理者制度導入施設は、令和2年4月1日現在で209施設（公募113・非公募96）となった。

## 11 ファシリティマネジメント

本市では、多様な行政需要に対応するため、多種多数の施設を建設していたが、平成17年度の市町合併により、多くの施設が加わり、少子・超高齢化の進展や人口減少社会を迎え、施設の効率的な活用が課題となっていた。

これらの施設の多くが高度成長期からバブル期にかけて整備されたもので、老朽化の進展に伴う建て替え等が一時期に集中することが予想され、その財政負担を軽減化・平準化するとともに、施設の在り方の方針を定める必要があった。

このようなことから、既存施設を有効に活用しつつ、適正な維持管理及び長寿命化を図るとともに、維持管理費用の縮減や保有総量を適正化するなどのファシリティマネジメントを重視した取組について、その基本的な考え方や取り組むべき課題、推進体制等を定めた「高松市ファシリティマネジメント推進基本方針」を24年9月（26年4月一部改正）に策定した。

また、国の要請を受け、建築物だけでなく、インフラ施設を加えた現状やマネジメント方針等を定めた「高松市公共施設等総合管理計画」を26年12月に策定した。

さらに、施設をできるだけ長く適切に使用するための指針となる「高松市公共施設長寿命化指針」を27年3月に、施設分類ごとの再編の考え方を示す「高松市公共施設有効活用・再配置等方針」を27年10月に、施設総量・配置等の適正化の推進を図ることを目的とした「高松市公共施設再編整備計画」を30年10月に策定した。